

内閣参質二一七第一一九号

令和七年五月二十七日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員浜田聡君提出元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出元中国大使が中国の法律事務所の特別顧問である可能性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

特命全権大使等の離職後二年を経過した後の再就職の状況については、一般に政府が把握すべき立場にはないが、お尋ねの「元中国大使」については、現時点で「中国の法律事務所の特別顧問」ではないと承知している。